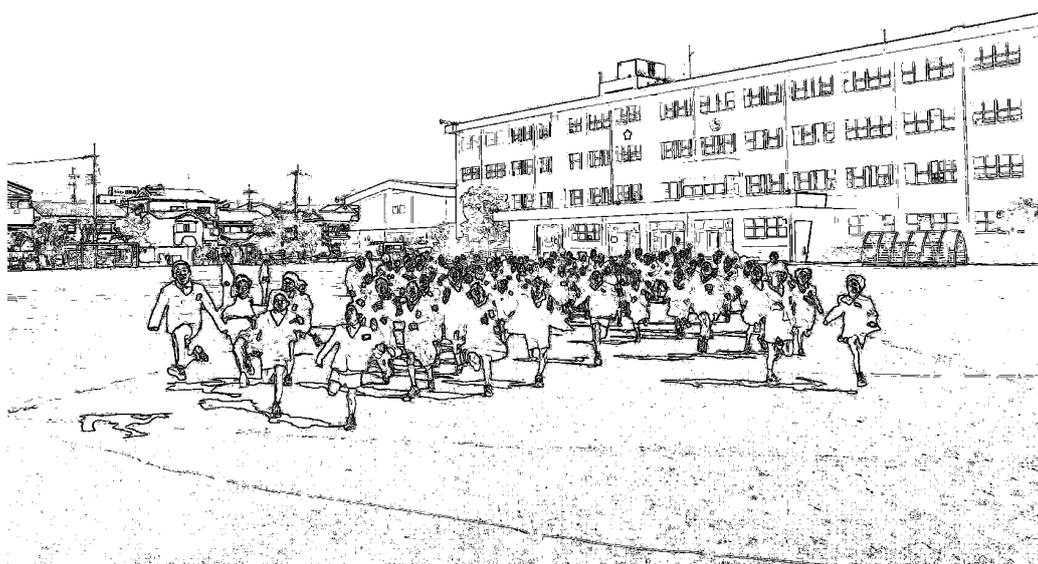


# 静岡県いじめ対応マニュアル



平成25年1月

静岡県・市町教育委員会代表者会

## — はじめに —

いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い込んで、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込もうとしていませんか。

自分はきちんと児童生徒を指導できているから、自分の力だけで解決できると過信していませんか。

不十分な事実確認のもと、児童生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断しようとしていませんか。

「いじめ」と認知したときには、被害者だけでなく、加害者も、周囲にいる人々も皆が既に大きく傷ついているのです。「いじめがいけないことだ」と一方的に指導するだけでは、いじめはなくなりません。また、教職員が一人で努力をしているだけでは、効果は薄いのです。今こそ、私たち教職員が、地域が、教育委員会が、静岡県中の大人が、心を一つにして真剣に子どもと向き合い、対応していくことが大切ではないでしょうか。

そこで、静岡県・市町教育委員会代表者会は、オール静岡でいじめをなくす取組を推進していくことを確認しました。平成 24 年 9 月 27 日の「静岡県の学校からいじめをなくす提言」をもとに、私たちは、次の 4 点に取り組んでいます。

- 1 学校は、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にします
- 2 学校は、家庭・地域と連携して子どもの命を守ります
- 3 教育委員会は、「いじめ対応マニュアル」を作成します
- 4 教育委員会は、教職員に対する研修を充実します

提言 3 を受けて作成したこの「いじめ対応マニュアル」は、静岡県内の学校や教育委員会で活用していただくことを考慮し、基本的ないじめへの対応についてまとめました。

内容を、「いじめの未然防止」、「早期発見・早期解決」、「関係機関等との連携」の三つで構成し、それぞれの項のポイントとなる事柄を二重線の四角で囲んで示してあります。また、巻末に具体的な資料を添付しましたので、各学校や教育委員会の実態に応じて活用していただくようお願いします。

さらに、本マニュアルの内容に、資料等を付け加えるなど、より適切な対応ができるマニュアルに仕立てていただくようお願いいたします。特に、子ども自らがいじめについて考えた内容等を加えていただき、それぞれの学校や市町教育委員会ならではの「いじめ対応マニュアル」にしていいただければ幸いです。

平成 25 年 1 月 28 日

静岡県・市町教育委員会代表者会  
(静岡市、浜松市、沼津市、森町及び県)

## 目 次

### 1 いじめの未然防止

- (1) 健やかでたくましい心を育むために ..... 1
- (2) いじめが起こりにくい集団づくり ..... 2
- (3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会の設定 ..... 3
- (4) 学校・家庭・地域・関係機関の連携 ..... 4

### 2 いじめの早期発見・早期解決

- (1) いじめ問題の現状 ..... 5
- (2) いじめの早期発見に向けて ..... 7
- (3) いじめの早期解決に向けて ..... 9
- (4) いじめの態様から見えてきた課題 ..... 11

### 3 関係機関等との連携

- (1) 連携を必要とする関係機関等 ..... 13
- (2) 重大事案発生時の基本的な対応 ..... 14

### 資料

- 資料1 子どもを見つめる（教師の気付き支援シート） ..... 15
- 資料2 学校生活の振り返りや実態把握をねらった日常的なアンケート ..... 16
- 資料3 いじめの兆しが見られたときや、いじめ発生後のアンケート ..... 17
- 資料4 子どものサイン発見アンケート（家庭用） ..... 18
- 資料5 いじめに対する教職員意識調査 ..... 19
- 資料6 人間関係づくりプログラム効果測定ソフトウェア
  - 資料6-1 人間関係づくりプログラムに関わる調査用紙 ..... 20
  - 資料6-2 学級のまとめの見方と活用 ..... 22
- 資料7 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する  
警察への相談・通報について（通知） ..... 23
- 資料8 いじめの態様と罪名 ..... 27
- 資料9 事件・事故発生後の流れ ..... 28
- 資料10 いじめ問題関係機関 ..... 29
- 資料11 「いじめ・暴力対策」メールの設置と運用について（通知）より ..... 30

# 1 いじめの未然防止

乳幼児期から青年期にかけて、子どもたちが家庭や様々な集団の中で共感的な触れ合いを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築く過程において、一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない学校づくりにつながります。

## (1) 健やかでたくましい心を育むために

- 健やかでたくましい心を育むためには、深い子ども理解が大切である。
- 健やかでたくましい心を育むために、家庭、保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校とのつながりや家庭、地域とのつながりを大切にする。
- 保護者や指導者は、子どもの発達段階において、子どもの心情を共感的に受け止め、子どもとの信頼関係を築くことが、望ましい成長を支える上で重要である。

健やかでたくましい心を育むためには、個の自立をめざすことが大切です。

子どもは、ありのままの自分を受け止め、ほめられることで、安心感や信頼感を受け取ります。

安心感や信頼感に満たされた子どもは、自分を大切に思う気持ちを膨らめ、自分と同じように相手を大切に思う気持ちを持つことができます。だからこそ、発達段階に応じて仲間と支え合い、集団に適応する力を身に付けることができるのです。

人は、自分を大切に思う気持ち、言い換えるなら自尊感情を高めることで、よりよい自分を目指そうとする意欲を持つことができます。周りの助けを借りながら、様々な経験を積み重ねて、優しさと厳しさなどを学び、社会の一員として自立していくのです。

## 健やかでたくましい心

縦の接続（高等学校、特別支援学校、中学校、小学校、幼稚園・保育所、家庭）



## (2) いじめが起こりにくい集団づくり

○いじめが起こりにくい集団づくりは、子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を築くことが基盤となる。

○いじめの発生を防ぐためには、子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努めることが大切である。



### ア 教職員と子どもとの信頼関係づくり

教職員と子どもとの信頼関係は、確かな子ども理解を基盤にして、教職員が一人一人の子どもに積極的に関わり、その子のよさや可能性を認める姿勢が重要です。

(ア) 子どもへの理解を深めるためには、子どものよさや可能性、行動や心情の変化、その背景などに目を向けることが大切です。

(イ) どの子どもにも関心を持って公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接することが大切です。

(ウ) 日頃から子どもたちの学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に拾い上げ、認め、褒めることが大切です。

(エ) 悩みや不安を抱える子どもには、その子の心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助に努め、安心感、信頼感を築いていくことが大切です。

### イ 子ども同士の望ましい人間関係づくり

子ども同士の望ましい人間関係を築き、どの子どもにとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが重要です。

(ア) 協同的、体験的な活動を通して、喜びや悔しさなどを共感し合う場や機会を意図的・計画的に設定し、自他の理解を深め、互いに尊重し合う関係を築くようにします。

(イ) 授業での誤った発言や異なる意見などは大切に扱い、そこから学ぶ姿勢や態度を育てていきます。

(ウ) 一人一人の役割や活動の場を設定して、実績や成果だけでなく、取り組む姿勢や努力を互いに認め合い、たたえ合う雰囲気づくりを大切にします。

(エ) 子どもたちが主体的に学級や学校の問題を解決する場を設定して、正義を大切にし、助け合って課題を解決する自治的な集団を育てます。

(オ) 定期的に学級満足度に関する心理テスト等を実施し、学級集団における一人一人の実態を把握し、学級づくりの見直し、改善に生かしていきます。

(カ) 異年齢による活動の中で、特に部活動においては、共通の目標に向かって努力する取組を通して、喜びや悔しさを分かち合い、友情や連帯感などの授業とは異なる人間関係の深まりを大切にします。

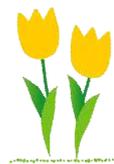


〈人権教育研究指定校〉子ども一人一人の人権を意識し始めてから、私たち教師の感覚や子どもへの言動は大きく変わりました。子どもと教職員の対話が増え、子どもが伸び伸びと発言したり、仲間と笑顔で接したりする場面が増えました。教職員が模範になることの大切さを実感しました。

平成24年度「静岡県人権教育の手引き」参加体験型人権学習(P12~17)も参考にしてみましょう。

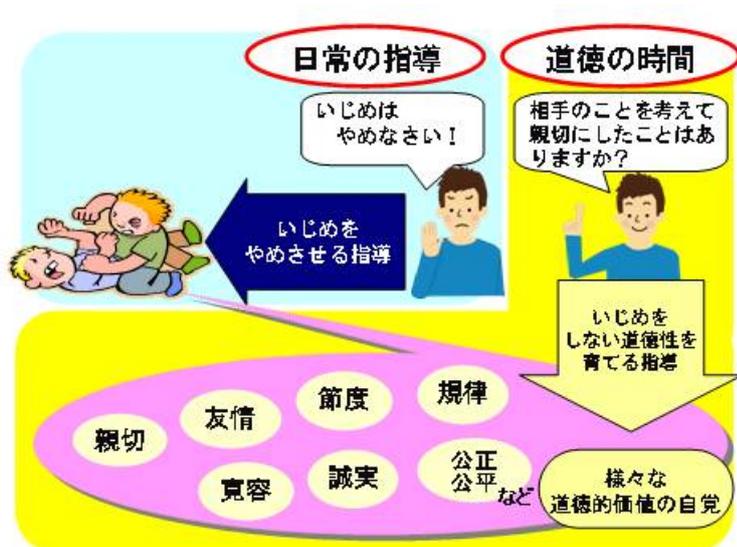
### (3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会の設定

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育む。
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるようにする。
- 学級活動、児童会・生徒会活動などでは、日常生活などとの関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図る。



#### ア 自己の生き方についての考えを深める道徳の時間の充実

様々な道徳的価値がいじめに関連しています。道徳の時間では、資料を通して、一つ一つの道徳的価値について自己への問いかけを深められるようにします。



いじめの発見を受け、道徳の時間でいじめをなくす指導をするものではありません。

道徳の時間では、年間指導計画等に基づき、様々な道徳的価値の「よさや大切さ」、「実現の難しさ」、「実現に向けて多様な考え方があること」等を考えられるようにします。こうした中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育てていきます。

子どもの道徳性は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体で育むことが重要です。これは、道徳の時間がない高校においても同様です。

#### イ 集団の自治能力を高める学級活動、児童会・生徒会活動の展開

日常生活などとの関連を図り、子どもが主体的にいじめについて考えるとともに、子ども自らがいじめをなくそうとする活動の場を設定します。

発達の段階に応じて、子ども自らが集団の現状に向き合い、いじめを行う心の弱さやそれを克服する強さを見つめ、よりよい集団像について話し合う場等を設定します。話し合いが低調な場合には、集団をよりよくしたい子どもの思いを拾い、つなぎ、全体に広げていきます。こうした機会等を通して、自分の学級・学年・学校に誇りを持ち、「いじめを絶対に許さない」という気運を高めていきます。子どもの創意を生かした集会や自主企画の実施等も効果的です。このような場を計画的に設定し、指導・援助を重ねることで、問題の解決に向かう子どもの自主的、主体的な態度が一層高まっていきます。

人間としての在り方・生き方に関する教育は、学校教育の様々な場面で行うことができます。例えば、職業体験や就業体験等においては、体験を通して自己の生き方考える場を設定することが大切です。

子どもの主体的な姿勢は、何よりも教職員と子ども、子ども同士の心が通い合う温かな人間関係を基盤とします。子どもと共に考え、悩み、感動を共有し、学び合うという教職員の姿勢が大切です。



#### (4) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- 学校内においては、子どもに関する情報の共有化を図り、教職員が連携、協力して確かな子ども理解に基づいた適切な指導・支援を意図的・計画的に実践していく。
- 保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校間の接続時における情報交換を行い、これまでの学校の取組や状況を生かした指導や支援体制に努める。
- 学校は、家庭や地域の理解と協力を得て、健やかな子どもの育成に取り組む体制づくりに努める。
- 日頃から関係機関と情報交換を行うとともに、教職員への専門的な助言や子どもたちへの講座の開催など、連携した指導に努める。



##### ア 学校内における教職員の連携

- ・子どもの家庭環境や友人関係、生活の様子、問題行動、発達障害等の情報を教職員間で共有し、子どもの実態等を配慮した組織的な指導・支援体制を整える。
- ・授業をはじめ諸活動での個や集団のよい表れや努力などを教職員間で情報交換し、みんなでたたえあうようにする。
- ・年度末から年度始めにおいて、子どもの情報や指導の経過、保護者への対応等を確実に引き継ぎ、継続的な指導につなげる。



##### イ 保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の縦の接続

- ・進学時には、縦の接続を大切にし、子どもの生活全般や家庭環境、生育や発達、心理・医療に関する情報交換を行い、受入れ後の指導に生かす。
- ・校種間における保育・授業参観や交流活動等における子どもの観察などから得られる情報も活用していく。



##### ウ 家庭・地域との横の連携

- ・「学校だより」や「学校ホームページ」等を利用し、教育方針や生徒指導方針、子どもの表れ等の情報を家庭や地域に発信し、教育に対する理解と協力を得る。
- ・家庭環境調査や家庭訪問等を通して、子どもの家庭環境を理解し、家庭との協力関係を築く。
- ・PTAの組織や自治会、民生委員、児童委員などと子どもの情報を交換するとともに、日頃から連携を深めておく。



##### エ 関係機関との連携

- ・教育委員会や児童相談所、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。
- ・「非行防止教室」や「きまりを理解する講座」、「心を育む講座」など、警察官や専門的な講師を積極的に活用して子どもの規範意識の醸成を図る。



## 2 いじめの早期発見・早期解決

### (1) いじめ問題の現状

#### ア いじめの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
(文部科学省 平成 18 年度に改訂)

#### 「いじめ」への理解

子どものトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要です。いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、いじめられている子どもの心情を重視して取り組むことが大切です。

#### イ いじめにみられる集団構造

##### D 見て見ぬ振りをする子ども(傍観者)

- ・自分がいじめられていないために関わらない。
- ・いじめられている者の気持ちが理解できない。



##### C 周りではやし立てる子ども(観衆)

- ・いじめをおもしろがる。
- ・時にはいじめに加わる。



B いじめる  
子ども(加害者)



A いじめられる  
子ども(被害者)

#### 見えにくい「いじめ」

いじめは、「A被害者」と「B加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立て、喜んで見ている「C観衆」や、見て見ぬ振りをする「D傍観者」も、いじめを助長する存在です。

また、いじめは誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があります。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしたりしていると考えられます。

#### ウ 本県におけるいじめ問題の現状

背景にいじめが疑われる子どもの自殺が発生したことや、「24 時間いじめ相談ダイヤル」の相談件数が大きく増加していることを深刻に受け止め、文部科学省では、小中高等学校等の子どもを対象に、平成 24 年 9 月に「いじめ問題に関する緊急調査」を実施しました。

#### 【いじめの問題に関する緊急調査結果】

いじめの認知件数 (公立学校)

調査名	小学校	中学校	高校等	計
H24 緊急調査 (4~8月)	2,428	1,635	208	4,271
H23 問題行動等の 調査(1年間)	1,301	1,561	127	2,989

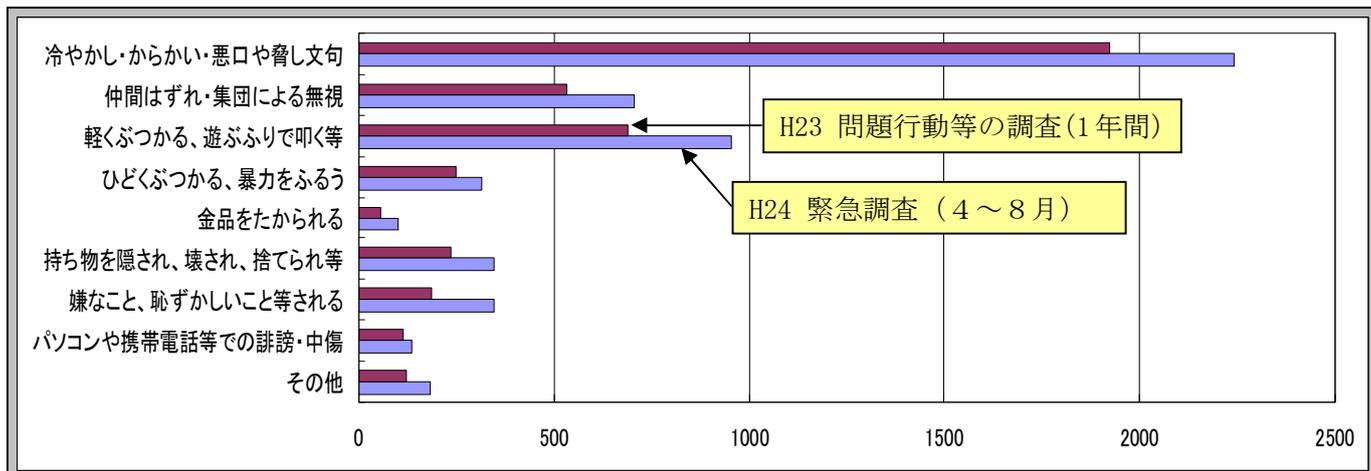
H24 緊急調査の認知件数は、平成 23 年度問題行動調査の約 1.4 倍超

#### 増加要因の分析

##### 【教職員の積極的ないじめの認知】

- 教職員の意識が高まり、仲たがいやけんかの後の意地悪などもいじめととらえた。
- 回答する子ども側の立場でアンケートを実施した。
- アンケートの実施を受けて教育相談を行ったため、より細かな把握ができた。
- 校長がいじめについて話をしたり、担任が子どもに丁寧に説明したりした上で、アンケートが実施された。
- 記述式から、具体的な質問の該当項目に○を付けるものにするなど、アンケートを工夫した。

## 小中学校・高校等におけるいじめの態様



### 「冷やかし・からかい」が最多

言葉でのからかいは、いじめの初期ばかりではなく、いじめの温床となり、継続するという傾向があります。

いじめる側からかう意図や悪意があったとしても、笑いを取るためのうけ狙いであるという暗黙の了解や仲間外れになる不安が、いじめられる側を拒否しにくい立場にし、受け流すことを余儀なくされます。また、いじめる側はそれを理由にからかいを正当化し、次第にエスカレートします。

### ネットいじめ

「パソコンや携帯での誹謗・中傷」は小学校2%、中学校5.6%、高校16.3%と学年が上がるごとに増えています。発生件数は少ないように見えますが、「目に見えにくい」という「ネットいじめ」の特徴を考慮すると、この数字は氷山の一角に過ぎないとも考えられます。

今後、情報社会はさらに進むと考えられ、それに伴い「ネットいじめ」もより複雑化し深刻化する恐れがあります。

## エ 「いじめ」対応の5つの基本認識

いじめ問題で最も重要なことは、いじめの未然防止に取り組むことです。いじめの被害や加害は、決して一部の子どもだけに関わる問題ではないことを認識し、子ども全体に対する働きかけが不可欠です。

- 「いじめはどの子どもにも、どこでも起こり得る問題である」という認識を持つ
- 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢を持つ
- いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む
- 日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める



## (2) いじめの早期発見に向けて

- いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもの側からも出ている。
- 深刻な事態を招かないためにも子どもたちのわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くす。
- 定期的に無記名アンケートなどを実施して、いじめの早期発見に努める。



### ア 子どもが出すサイン

いじめの早期発見のための視点をまとめると以下のようになります。



#### 日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する

- ・日頃と違う表情（視線に注目）をしていますか。
- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。
- ・落ち着きがない、おどおどしている等の様子はありませんか。

#### 学級の雰囲気注目する

- ・学級全体に無気力感が漂っていませんか。
- ・一部のボスの子どもを中心に小集団化して、相互の対立や享乐的な雰囲気はありませんか。
- ・素直に自分を表現していますか。

#### 他の子どもと比べて違った言動や表情に注目する

- ・グループを作るときにいつも最後まで残っている子どもはいませんか。
- ・友達からの挨拶や言葉かけが少ない子どもはいませんか。

#### 特定の子どもへの対応の違いに注目する

- ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていませんか。
- ・特定の子どもが失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。

### イ 早期発見のための3つの手だて

早期発見のための手立てとしては、上記の視点から観察したり、いろいろな情報を積極的に収集したりして、子どもを客観的に理解する方法等が考えられます。



#### ① 観 察

授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意をはらいます。また日常の日記等を通しての子ども理解に努めます。

※ 視点をまとめたものが「教師の気付き支援シート」です。

→ P15 資料1

#### ② 情報収集

定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集します。また他の教職員や地域からの情報も大切です。

→ P18 資料4

#### ③ 調 査

日常的なアンケートやいじめ予防のための教職員意識調査を活用することは、子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握することができ、いじめの早期発見につながります。

※ 静岡県「人間関係づくりプログラム」効果測定ソフトも有効な方法です。

→ P20、21、22 資料6-1、6-2

## ウ アンケートによる定期的な実態把握

アンケートは目的により内容や方法が異なります。いじめの早期発見には、日常的なアンケートを実施する等、子どもの状況やサインを把握し対応できるようにしましょう。また、アンケートは定期的実施して、学級経営等に生かしましょう。

P16 資料2

### 日常的なアンケート様式の例

#### 学校生活を振り返ってみよう

年 組 (男・女)

1 学期も半分が過ぎました。学校生活がよりよいものになるよう、日頃の生活を振り返ってみましょう。

- |   |                       |            |           |
|---|-----------------------|------------|-----------|
| 1 | 廊下などですれちがうときにおおげさによける |            |           |
|   | ア したことがある             | イ されたことがある | ウ 見たことがある |
| 2 | 隣の人と机を離す              |            |           |
|   | ア したことがある             | イ されたことがある | ウ 見たことがある |
| 3 | 無視する                  |            |           |
|   | ア したことがある             | イ されたことがある | ウ 見たことがある |

様式は、  
例を参考に  
学校で作成  
します。



#### 〈活用の留意点〉

- ・ 日常の生活を振り返り、いじめと認知できるものがあることに気付かせます。
- ・ 無記名で記入する、書かれた内容が外に漏れないようにする、書いたことで不利益になることがないなど、子どもに安心感を与えることが大切なポイントです。
- ・ いじめの兆候があった場合、迅速・適切に対応します。

また、いじめが起こってしまった後、情報を集めるためのアンケート等を実施することがあります。活用方法や回収方法に留意し、回答する子どもの立場で実施することが大切です。

P17 資料3

### 〈参考〉国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター (H24.6月発行) 「生徒指導リーフ Leaf. 4 いじめアンケート」から (抜粋)

誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために「無記名式アンケート」を実施します。

- ・ 「早期発見」に役立てようと「記名式アンケート」を行っても、多くは「手遅れ」の事例になります。なぜなら、いじめアンケートで得られる回答の多くは、過去の経験だからです。
- ・ 現在進行中で、深刻な事例（第三者に相談できないようなもの）であるほど「記名式アンケート」には回答しづらいものです。アンケートで訴えてきた事例に対応していく姿勢では、そうした深刻な事例ほど見落とししかねません。
- ・ いじめアンケートを実施する目的は、過去の経験率を知ること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにあります。そのためには、より正確な回答が得られやすい「無記名式アンケート」を用いることが一番です。そして、実態を踏まえ望ましい学級づくりに生かすことが大切です。

### (3) いじめの早期解決に向けて

- いじめ問題対策委員会を招集し、ケース会議を開催する。
- 多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画等を決定する。
- 解決に向け、いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への対応等に適切に取り組む。
- 継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。

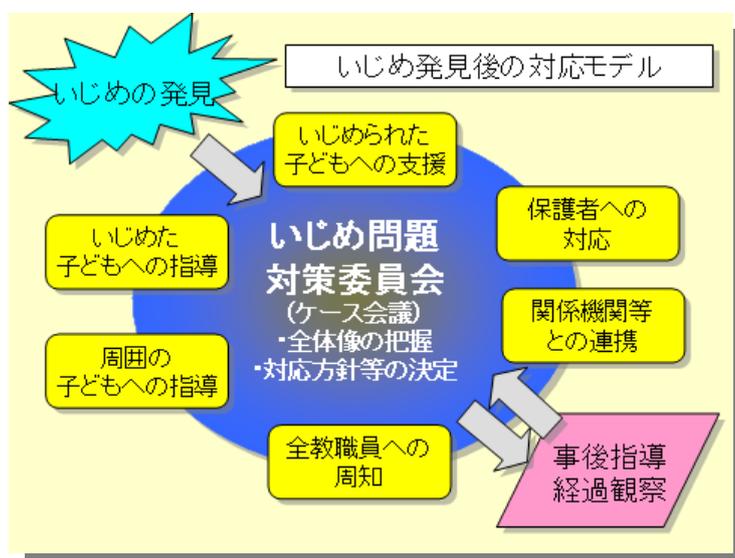


いじめに対して学級担任一人で対応すると、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを発見した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者の対応についても誠意ある態度で接していくことが大切です。

#### ア いじめ問題対策委員会の招集

- ・問題対応のためのケース会議の開催

校長の指導方針の下、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、学年教職員、学級担任、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー等、事案に応じて柔軟に編成し、協議を行います。ケース会議は問題解決まで継続的に行います。



#### イ 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認

「いじめられた子ども」の話をもとに、「いじめた子ども」「周囲の子ども」「関わりのある教職員」「保護者」から、「何があったのか」を聞き取りや記録などを元に情報収集します。

- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等の決定

聞き取った情報（発生日時、発生場所、内容等）を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握してから、これに基づきケース会議で具体的な対応方針や指導計画等の決定を行います。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への対応、関係機関や地域との連携を、いつ、誰が、どのように行うのかを決め、全教職員に周知します。

## ウ 解決に向けた支援と指導

### いじめられた 子どもへの支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対を守る」という意思を伝えます。
- 子どもの意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担します。

### いじめた 子どもへの指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝えます。
- 安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行います。
- いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行います。

### 周囲の 子どもへの指導

- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- 勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行います。

### 保護者への対応

- 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告するようにします。

## エ 経過観察と再発防止に向けて

### 継続的な経過観察による追加支援

「解決したと思ったいじめが継続していた」、「いじめる立場が逆転して再発した」という事例もあります。保護者と連携しながら子どもへの経過観察を行い、必要に応じていじめ問題対策委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討します。また、次の学年や進学先等への引継ぎにも配慮します。

### 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

これを機に、学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築します。



#### (4) いじめの態様から見えてきた課題

##### ア 「冷やかし・からかい」

いじめの態様として「冷やかし・からかい」が最も多く発生しています。 →P 6

○学校全体として子どもの「冷やかし・からかい」等の事実に対して、細心の注意をはらうよう教職員の意識を高めることが大切である。

○全ての教職員は、日常の行動や生活の様子の子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚が必要である。



「冷やかし・からかい」を受けているにも関わらず、当人の言動に深刻さが見られず教職員が見過ごしてしまうことがあります。指導に当たっては、事実関係を確認しながら相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させることが必要です。

また、子どもの身近にいる教職員は、自らの言動が子どもたちに影響を与えることを十分認識する必要があります。

##### <指導のポイント>

- 「冷やかし・からかい」の行為に及んだ事実と経過を確認する。
- いじめに至った背景やその理由などを踏まえ、問題が改善されるよう指導する。
- 相手の立場に立って行動できるよう、自分の言動に注意をさせる。
- どの子どもにとっても居心地のよい学級をつくるために、一人一人への適切な指導、支援を丁寧に行う。

##### イ 「ネットいじめ」

簡単にいじめができ、教職員や親が気付きにくい、「ネットいじめ」が増えています。

○被害にあった子どもや関係している子どもから詳細を聞き取るとともに、書き込みの実際を確認する。

○被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行う。

○保護者に対して、情報化の影の部分への対応として、フィルタリングの利用や有害情報への対応等、携帯電話等の使用方法（時期、用途）について適切な対応を求める。



子どもが、掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行う「ネット上のいじめ」があった場合には、次のポイントを踏まえて指導を行うことが重要です。

##### <指導のポイント>

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、人権の侵害行為であることを毅然とした態度で指導する。
- 誹謗・中傷の書き込みを行うことは犯罪であり、警察に検挙、補導されることを厳しく指導する。
- 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあることを再確認し、保護者と今後の利用方法を話し合わせ、その結果を確認する。

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みによる被害の拡大を防ぐために、書き込みの削除と証拠保全の依頼を迅速に行う必要があります。

### 掲示板に書き込まれた誹謗中傷の削除方法



#### 掲示板への誹謗中傷等への対応

ネットいじめの発見、子ども・保護者等からの相談

誹謗中傷に該当する書き込みの場合は、警察への相談も検討する。

#### 書き込み内容の確認

○複数の教職員で掲示板等のアドレスの確認と記録 ○書き込み内容の保存（プリントアウト等）  
※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する 等

#### 掲示板等の管理者に削除と証拠保全の依頼

○管理者への連絡方法（メール）の確認 ○利用規約等を確認の上、削除と証拠保全を依頼  
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報に記載する必要はない。

#### 掲示板等のプロバイダに削除依頼

○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。  
※削除されない場合は、誤りがないかメール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、総務省支援事業などに相談する。

～携帯電話やインターネットの相談窓口 ～学校・教育委員会の教職員が対象です～  
インターネット・携帯電話違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）  
相談窓口 TEL 03-5644-4800 インターネット相談：<http://www.ihaho.jp/>

### ◇ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案への対応

P6に記載されているいじめの態様の中には、「暴力をふるう」「金品をたかる」「持ち物を壊す」等がありますが、これらは、暴行、傷害、強要、恐喝、器物損壊等に該当する犯罪行為です。これら犯罪行為に該当するいじめを認知した場合には、教職員は個人で抱え込むことなく直ちに校長等に報告し、組織として対応します。

児童生徒の指導状況等により、学校はためらうことなく早期に警察に相談し、連携して対応する必要があります。

特に、いじめられている子どもの生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要があります。

＜文部科学省第813号 平成24年11月2日通知より＞→P23 資料7

生命又は身体の安全が脅かされている場合とは、怪我を負っている場合に限らず、いじめが原因で自傷行為に及んでいる場合やその虞がある場合も含まれます。

犯罪行為はどんどんエスカレートします。早期の対応が子どもを守ります。

→P27 資料8

### 3 関係機関等との連携

#### (1) 連携を必要とする関係機関等

○いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを共通認識・共通理解しておく必要がある。

○学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補完し合い、一体となった取組をする。

- ・各関係機関等の役割や機能を理解するとともに、日頃から積極的な情報交換を行う。
- ・医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて協力する体制を確立する。



#### 教育委員会

問題行動の認知に際しては、日頃から学校と教育委員会が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながります。

学校において重大な事件・事故等が発生した場合には、教育委員会がチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援しています。 ※私立学校は資料9参照

静岡県こころの緊急支援チーム（CRT）

静岡市緊急サポートチーム（静岡市こころの健康センター）

浜松市こころの緊急支援チーム（精神保健福祉センター）

<活動>

重大な事案発生後、学校が落ち着きを取り戻す流れをつくる役目（場のケア）を果たします。事案発生直後に現地に入り、体制整備の支援を中心に活動します。

<メンバー>

職種は、精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等です。 ※CRT（クライシス・レスポンス・チーム）

#### 警察署

学校警察連携制度、スクールサポーター制度を活用し、日頃から情報交換を行って連携関係を築き、犯罪行為として取り扱うべきと認められるいじめ事案が発生した場合には、迅速に協力を求めることが必要です。

<少年サポートセンター 右表>

非行、いじめ等の被害などの少年問題について少年警察補導員や警察官が相談に応じ、非行防止教室等の開催により非行や犯罪被害の未然防止を図ります。

センター名称	場 所	活動区域
沼津地区	沼津署3階	下田・松崎・大仁・三島・伊東・熱海・沼津・御殿場署管内
三島分室	三島署2階	
富士地区	富士署3階	富士・富士宮署管内
静岡地区	静岡中央署7階	清水・静岡中央・静岡南署管内
清水分室	清水署3階	
静岡南分室	静岡南署別館2階	
志太・榛原地区	藤枝署3階	藤枝・焼津・島田・牧之原署管内
磐田地区	磐田署別館2階	菊川・掛川・袋井・磐田署管内
浜松地区	浜松中央署3階	天竜・浜松中央・浜松東・浜北・湖西・細江署管内
浜松東分室	浜松東署別館2階	

#### 児童相談所

いじめや非行についての相談など、専門の相談員や心理職、医師などの専門家が18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

#### 民生委員・主任児童委員

いじめや問題行動等、家庭の実情把握、地域での見守り等を行っています。

※P29 資料10 いじめ問題関係機関、P30 資料11 子ども向けいじめ相談窓口の紹介

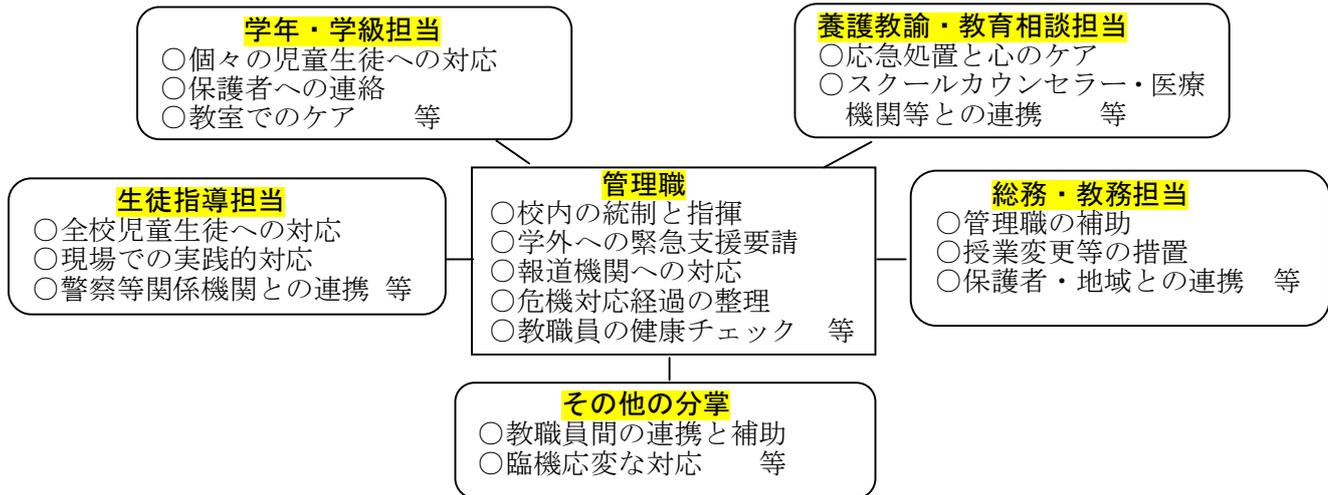
## (2) 重大事案発生時の基本的な対応

- 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- 躊躇なく関係機関へ支援を求める（「CRT派遣要請」等を念頭に置く）。
- 子ども、保護者へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する。



学校は子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければいけません。しかし、現実には、学校全体を揺るがす事件・事故等の危機が起こる可能性があります。このことを全教職員が十分認識することはもとより、発生時には、常に最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応する必要があります。

### 校内の組織体制と役割分担（例）



### ◇ 説明責任とマスコミ対応・危機管理

緊急の場合でも迅速に対応できるよう、以下のように対応策をあらかじめ検討しておくことが大切です。

#### 1 対応の基本的姿勢

##### (1) 情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応する。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。

##### (2) 誠意ある対応

報道は、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる機会である。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意を持って対応する。

##### (3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

#### 2 対応のポイント

##### (1) マスコミへの対応

###### ア 窓口の一本化

取材要請があった場合、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。

###### イ 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、子どもの動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。

###### ウ 記者会見の設定

取材要請が多いことが予想される場合は、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。

###### エ 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

##### (2) 保護者への対応（保護者会）

###### ア 趣旨の説明

子どもを守り、よりよい方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図ることが重要である。

###### イ 情報の提供

全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝えることが大切である。

###### ウ 対応策の提示

保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

## 資料 1

### 子どもを見つめる（教師の気付き支援シート）

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。次にあげるのは、子どもからの注意しておきたいサイン例です。これらの視点から、子どもを見つめ、「どうかな」「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、個人面談や様々なチャンネルからの情報収集を行うとともに、学年集団等で情報を共有し、組織的に取り組むことが大切です。

#### いじめのサイン（観察の視点）

##### 1 朝の会

- 担任が来るまで廊下で待っている
- 他の子どもより早く登校する
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる
- 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい
- 沈んだ表情や緊張した様子をしている

##### 3 休み時間

- いつも一人でポツンとしている
- 笑顔が見られずおどおどしている
- 特に用事がないのによく職員室に来る
- 移動教室のとき、荷物を持たされている
- プロレスごっこなどでやられている
- 保健室や相談室に来る回数が多くなる
- 授業が始まっても教室に戻りたがらない

##### 2 授業の開始時及び授業中

- 一人遅れて教室に入ってくる
- 授業の始めに用具が散乱している
- 忘れ物が多くなる
- 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない
- 係などを選ぶ時、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。
- ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる
- 正しい意見なのに冷やかされる
- 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる
- 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたづらをされる
- その子への配布を嫌がる雰囲気がある
- 実験などの後片付けをいつもやらされている
- 道具や器具に触らせてもらえず、順番がなかなか回ってこない
- 音楽の授業で歌えなくなる
- 内緒話をされている
- 不自然に机や椅子が離されている
- 不調を訴え、保健室に行くことが増える

##### 4 給食・掃除時

- 給食を食べない、食欲がない
- 配膳を嫌がられている
- 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い
- 机や椅子が運ばれずに、放置されている

##### 5 帰りの会

- 持ち物がなくなると、よく訴えに来る
- 泣いている、または机に伏せたままにいる
- 自分の持ち物でないものを机やロッカーに入れられている

##### 6 委員会・係活動

- 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている
- 一人で離れて仕事をしている
- 無理に役員を押し付けられる

##### 7 部活動・クラブ活動

- 参加しないことが多く、表情も暗い
- 辞めたいなどの訴えがある
- 一人だけで、大変な仕事（準備や片付け）をやらされている
- 道具を隠される
- 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている

## 資料 2

### 学校生活の振り返りや実態把握をねらった日常的なアンケート（例）

#### ～実施する際の留意点～

- ・定期的に実施することで、担任がいじめやクラスの問題に対して常にアンテナを高くしていることを知らせる効果があります。
- ・日常の生活を振り返り、いじめと認知できるものがあることに気づかせます。
- ・無記名で記入する、書かれた内容が外に漏れないようにする、書いたことで不利益になることがないなど、子どもに安心感を与えることが大切なポイントです。
- ・いじめの兆候があった場合、迅速・適切に対応します。

#### 学校生活を振り返ってみよう

年 組 (男・女)

1 学期も半分が過ぎました。学校生活がより良いものになるように、日頃の生活を振り返ってみましょう。1 学期の間にあてはまるものがあれば記号に○をつけてください。ただし、1 週間以内にあったものには◎をつけてください。なければ何もつけなくてもよいです。（複数回答あり）

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 廊下などですれちがうときにおおげさによける<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                 |
| 2  | 隣の人と机を離す<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                              |
| 3  | 無視する<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                                  |
| 4  | 気に入らないからと押したり、ぶつかったりする<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                |
| 5  | 発言すると、おかしくないのに笑う<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                      |
| 6  | 嫌がるようなことを何度も言う（嫌なあだ名、悪口など）<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある            |
| 7  | 嫌がるようなことを手紙やネットの掲示板などに書いたり、メールで送ったりする<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある |
| 8  | 気に入らないからとたたいたり、蹴ったりする<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                 |
| 9  | 持ち物を隠す<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                                |
| 10 | あなたは「人が嫌がること」を<br>ア. したことがある      イ. されたことがある      ウ. 見たことがある                        |
| 11 | 10.について、それはどんな内容でしたか<br>した内容 ⇒<br>された内容 ⇒<br>見た内容 ⇒                                  |

このアンケートを書いて感じたことを自由に書いてください。

### 資料3

#### いじめの兆しが見られたときや、いじめ発生後のアンケート（例）

##### ～実施する際の留意点～

- ・実施にあたっては、基本的にはアンケートを持ち帰らせ、家で記入し、封筒に入れて提出するなど、状況に応じて実施方法を検討します。
- ・深刻な事例であるほど「記名式アンケート」には回答しづらいものです。報復を用心して名乗りたくないと思えるのは自然なことです。回答する子ども側の立場でアンケートを実施することが大切です。
- ・何よりも大切なことは「本当のことを書いても無駄だ」と思われない信頼関係を築いておくことです。
- ・情報が得られた場合、特定の子どもだけでなく、全員と面接を実施するなど情報提供者が特定されないよう配慮が必要です。

#### 学校生活をより良くする方法を考えよう

年 組 （男・女）

1学期の生活も半分が過ぎました。大人になってから懐かしく思い出せるような生活が過ごせるように、あなたも努力してきたことと思います。

残念ながら、あなたの周りに人から嫌なことをされて「つらい思い」をしている生徒がいます。その生徒につらい思いをさせてしまったことは残念ですが、それがわかったことはよいことです。なぜなら、人に対する嫌がらせはエスカレートしていくものだからです。

「つらい思い」をする生徒がいなくなるためには、あなたの思いやりの気持ちと協力が必要です。そして思いやりの気持ちは、いつか自分に返ってくるものです。

学校生活をより良くするために下の問いに答えてください。

- 1 現在、つらい思いをしている生徒がいます。先生に言いたいことは何ですか。
  - 2 「つらい思い」をしている生徒と聞いて、あなたは誰を思い浮かべますか。
  - 3 その生徒は、どんな行為で「つらい思い」をしていると思いますか。
  - 4 あなた自身もそんな行為をされたことがありますか。
  - 5 そんな行為を止めるために、あなたができることはなんですか。
  - 6 学校生活をより良くするためには、どうしたら良いですか。
  - 7 このアンケートを書いて感じたことを自由に書いてください。
- ご協力ありがとうございました。あなたの思いやりに感謝します。

## 資料 4

### 子どものサイン発見アンケート（家庭用）（例）

年 組 （                      ）

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があるようでしたら、担任に直接御相談ください。

項 目	○×
1 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2 学校のことをあまり話さなくなった。	
3 朝から体の不調を訴え、登校をしぶるようになった。	
4 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5 すり傷やあざ等を隠すようになった（風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという。）	
6 家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
8 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。	
9 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10 衣類が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。	
11 食欲がなくなった。	
12 言葉遣いが乱暴になった。	
13 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
14 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
15 友だちからの電話で、急に外出することが増えた。	
16 投げやりで集中力が続かないようになった。	
17 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
18 友だちへの口調が命令口調になっている。	
19 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
20 家で与えた以上のお金を持っている。	

○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書きください。  
（地域で子どもたちの気になる言動がありましたら教えてください。）



※ 封筒に入れるなどして担任に提出してください。また、提出しにくい場合や気になることがありましたら、電話でも構いませんので御相談ください。



## 資料6 人間関係づくりプログラム効果測定ソフトウェア

### 6-1 人間関係づくりプログラムに関する調査用紙

調査回数	学校名
第 回	立 学校
学年・組・出席番号	性別
年 組 番	男・女

それぞれの質問に、あなたがどれくらい そうだと思うのかを教えてください。 質問の右にあるそれぞれの数字には次の ような意味があります。	1	まったくそのとおりだと思う。
	2	どちらかといえばそう思う。
	3	どちらかといえばちがうと思う。
	4	まったくちがうと思う。

#### 質 問

- 1 私は、知らない人とでも、すぐに話が始められます。
 

1	2	3	4
- 2 私は、クラスが替わっても仲のよい友達がすぐにできます。
 

1	2	3	4
- 3 私は、まわりの人たちとのあいだで問題が起きても、うまくやっています。
 

1	2	3	4
- 4 私は、冗談を言ってまわりの友達を笑わせることができます。
 

1	2	3	4
- 5 私は、けんかをした友達と、じょうずに仲直りすることができます。
 

1	2	3	4
- 6 私は、クラスの誰とでも、笑顔であいさつを交わすことができます。
 

1	2	3	4
- 7 私は、友達が話しているところに、気軽に仲間へ入れてもらうことができます。
 

1	2	3	4
- 8 私は、何かを失敗したとき、すぐに謝ることができます。
 

1	2	3	4
- 9 私は、忙しいときに、友達に「手伝って」と言うことができます。
 

1	2	3	4
- 10 私は、自分のことばかり話をしないで、友達の話じっくりと聞くことができます。
 

1	2	3	4
- 11 私は、友達の見え方でも、嫌なときは嫌ですと言えます。
 

1	2	3	4

- 12 私は、自分の気持ちや考えなどを素直に言うことができます。 1 2 3 4  
| | | |
- 13 私は、友達からどう見られているか気になります。 1 2 3 4  
| | | |
- 14 私は、友達が何を思っているのかを、よく考えます。 1 2 3 4  
| | | |
- 15 私は、友達を傷つけないように気をつかいます。 1 2 3 4  
| | | |
- 16 私の友達は、私の考えや意見をよく聞いてくれます。 1 2 3 4  
| | | |
- 17 私の友達は、私が困ったときに相談にのってくれると思います。 1 2 3 4  
| | | |
- 18 私は、まわりの人を信頼しています。 1 2 3 4  
| | | |
- 19 私のクラスは、明るくて楽しいクラスです。 1 2 3 4  
| | | |
- 20 私には、信頼できる友達や家族などがいます。 1 2 3 4  
| | | |
- 21 私は、自分のことが、好きです。 1 2 3 4  
| | | |
- 22 私には、ほかの人にはないよいところが、いっぱいあります。 1 2 3 4  
| | | |
- 23 私は、何かについてがんばろうと思えば、いつでもがんばれる気がします。 1 2 3 4  
| | | |
- 24 私は、かっとなると、そのことがすぐに顔や態度に表れます。 1 2 3 4  
| | | |
- 25 私は、ちょっとした言い合いでも、声が大きくなってきます。 1 2 3 4  
| | | |
- 26 私は、友達と意見が合わないとき、言い合いをしたくなります。 1 2 3 4  
| | | |
- 27 私は、かっとなって、物をこわしたくなることがあります。 1 2 3 4  
| | | |
- 28 私には、私のことをよく思っていない人がいると思います。 1 2 3 4  
| | | |

学級のまとめの見方と活用

学 年	組 別	性 別	出 席 番 号	個人別標準得点(SS)						スキル 総合	信頼 感総合	カテ ゴリ
				解決 スキル	言語的 スキル	気遣い	信頼 他者	信頼 自己	感情 統制			
5	1	男	5101	57.7	42.2	60.8	57.1	51.9	48.1	50	54.6	A
5	1	男	5102	52.6	49.6	60.8	42.5	51.9	33.1	51.1	52	C
5	1	男	5103	52.6	49.6	60.8	46.1	51.9	48.1	51.1	51	C
5	1	男	5104	55.6	49.6	60.8	53.4	62.2	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5105	56.6	49.6	60.8	60.8	60.8	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5106	56.6	49.6	60.8	60.8	60.8	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5107	56.6	49.6	60.8	60.8	60.8	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5108	56.6	49.6	60.8	60.8	60.8	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5109	56.6	49.6	60.8	60.8	60.8	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5110	56.6	49.6	60.8	60.8	60.8	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5111	56.6	49.6	60.8	60.8	60.8	48.1	51.1	51	A
5	1	男	5112	52.6	49.6	60.8	50	34.9	45.1	51.1	51	A
5	1	男	5123	50	34.9	45.1	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5124	52.6	53.2	60.8	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5125	60.2	56.9	50.3	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5126	55.1	60.6	50.3	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5127	47.5	56.9	55.6	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5128	52.6	49.6	50.3	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5129	67.8	67.9	66.1	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5130	57.7	49.6	50.3	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5131	52.6	49.6	50.3	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5132	52.6	49.6	50.3	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5133	52.6	49.6	50.3	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5134	57.7	56.9	60.8	51.1	51.1	51.1	51.1	51.1	A
5	1	男	5135	52.6	49.6	50.3	60.8	51.9	51.1	51.1	56.4	A
5	1	男	5136	55.1	60.6	55.6	60.8	51.9	48.1	57.9	56.4	A
5	1	男	5137	55.1	49.6	55.6	60.8	51.9	45.1	52.4	56.4	A
5	1	男	5138	52.6	49.6	55.6	60.8	51.9	48.1	51.1	56.4	A
5	1	男	5139	62.7	64.3	60.8	60.8	57	42.1	63.5	58.9	A
5	1	男	5140	57.7	60.6	60.8	60.8	57	42.1	59.2	58.9	A
平均偏差				53	55.7	53.8	54.2	46.5	54	54	A	

各個人の偏差値を一覧表で表示します。「50」が県の標準値となります。

「解決スキル」「言語的スキル」「気遣い」「信頼他者」「信頼自己」「感情統制」

スキル総合は「解決スキル」と「言語的スキル」の平均値です。

信頼感総合は「信頼他者」と「信頼自己」の平均値です。

カテゴリーは、スキル総合と信頼感総合のバランスを表しています。

A→スキル総合も信頼感総合も50以上で県平均を上回っている。

B→スキル総合は50未満だが、信頼感総合は50以上。

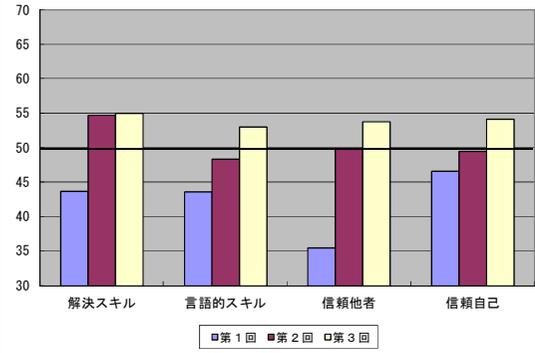
C→スキル総合は50以上だが、信頼感総合は50未満。

D→スキル総合も信頼感総合も50未満で県平均を下回っている。

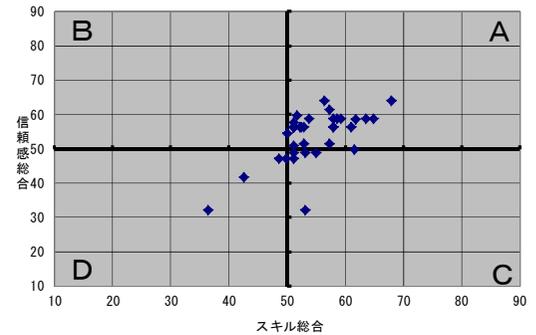
個人プロフィール(個人の状況)は、名簿順一覧表で確認します。

〇〇市立〇〇小学校 5年1組

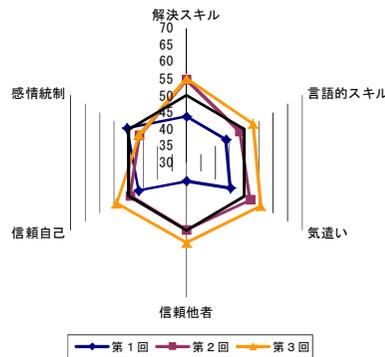
第3回までの状況



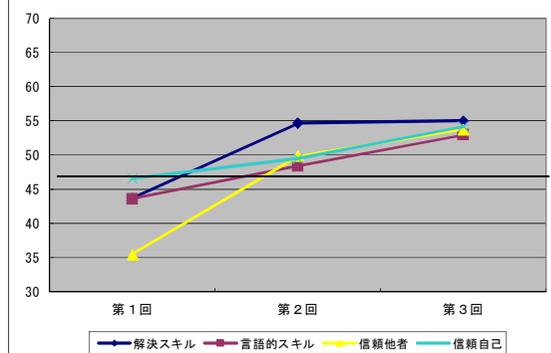
スキルと信頼感のバランス



6つの尺度バランス



スキルと信頼感の推移



人間関係づくりプログラムは各学年ともに、夏休み前までの4時間分の授業案で構成されています。この系統的なエクササイズを通して、子どもたちの人間関係スキルは向上することが期待できます。しかし、このスキルを維持するためには、日頃の授業や生活の場面で繰り返し実践することが大切です。また、学校における行事や特別活動、児童・生徒会活動等で、このスキルを活用、応用できる場面をつくっていくことでより効果が上がります。

学級内の個人の分布状況を左表のカテゴリー(A~D)に基づき表示しました。右上のAに属する児童生徒は、人間関係をつくるためのスキルに優れており、学級内でも自分の居場所があるものと思われます。反対に左下のDに属する児童生徒は、人間関係づくりが苦手で、学級に対しての不安傾向が強いと考えられます。Dの児童生徒には、特別に手だてを講じる必要があります。

## 資料7 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）

24文科初第813号  
平成24年11月2日

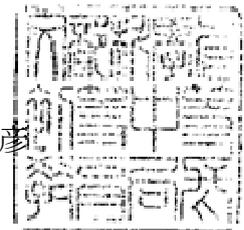
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省大臣官房長  
(子ども安全対策支援室長)  
前川 喜



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
布村 幸彦



(印影印刷)

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案  
に関する警察への相談・通報について（通知）

いじめの問題については、学校において、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を明示するとともに、いじめる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」ことであり、自身が行ったいじめについては適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義について保護者にも説明して正しく理解いただくことが重要です。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。」として犯罪行為の

可能性のある問題行動について警察と連携・協力した対応を求めているところですが、もとより、いじめについては、その行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規（別添参照）に抵触する可能性があるものです。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、上記の趣旨を踏まえ、改めて下記について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

## 記

- 1 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
- 2 いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
- 3 このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること。

(担当)初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

### ○強制わいせつ（刑法第176条）

<条文>

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

### ○傷害（刑法第204条）

<条文>

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### ○暴行（刑法第208条）

<条文>

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

### ○強要（刑法第223条）

<条文>

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

### ○窃盗（刑法第235条）

<条文>

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### ○恐喝（刑法第249条）

<条文>

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

### ○器物損壊等（刑法第261条）

<条文>

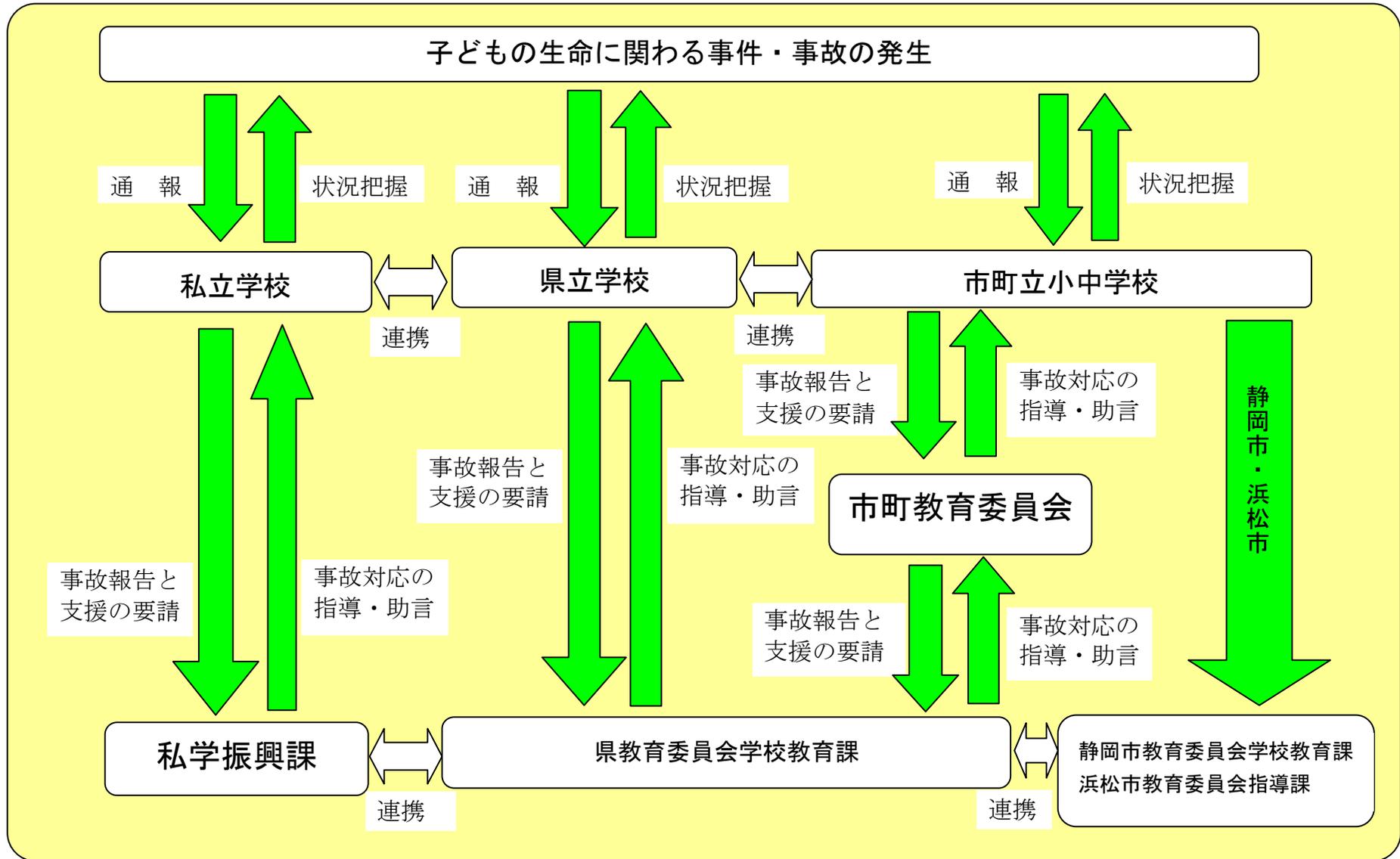
第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

以上

資料8 いじめの態様と罪名

※あくまでも例示です。個別のケースは警察に確認してください。

身体に対する 加害	水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、胸ぐらをつかむ、押し倒す、 髪の毛を引っ張る／切る、つねる、プロレスごっこの強要	暴行罪 刑法 298 条
	上記の行為等によりけがを負わず、タバコの火を押しつける	傷害罪 刑法 204 条
財産に対する 侵害	他人の持ち物を盗む、自分の欲しいものを他人に盗ませる	窃盗罪 刑法 235 条
	落書きをする、教科書を破る／捨てる、持ち物を壊す、捨てる、服を破る (物の形状が元に戻らない程度に汚損、毀損、棄損する行為)	器物損壊罪 刑法 261 条
言動による心 理的な圧迫	金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法 249 条
	言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法 222 条
	黒板やインターネット上において、実名を挙げて中傷する	名誉棄損罪・侮辱罪 刑法 230・231 条
わいせつ行為	暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする (13 歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当)	強制わいせつ罪 刑法 176 条
	性的行為を強要する、裸になることを強要する	強要罪 刑法 223 条
	裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する、裸の写真をメールで送信する／インターネット上 に掲載する	児童買春・児童ポルノ 禁止法違反



## いじめ問題関係機関

子どもからの悩み相談、保護者からの教育相談を受け付けています。匿名で相談することができます。

ハロー電話「ともしび」(沼津)	055-931-8686	※月～金
ハロー電話「ともしび」(静岡)	054-289-8686	9:00～19:00
ハロー電話「ともしび」(掛川)	0537-24-8686	※土日祝日
ハロー電話「ともしび」(浜松)	053-471-8686	9:00～17:00

静岡県人権啓発センター	054-221-3330	※月～金 9:00～16:30
-------------	--------------	-----------------

### 連携を図る関係機関等一覧

連携の必要性が考えられる機関として、どのような機関がどこにあるのかについて、教職員が共通理解を図っておくことは大切です。

連携を図る関係機関等一覧表などを、職員室に掲示したり、全職員に配布したりすることは、共通理解を深める上で意義深いことです。

分野	関係機関等	所在地	電話番号	担当者職氏名	備考
教育	〇〇市教育委員会				
	〇〇教育センター相談室				
	〇〇適応指導教室				
	〇〇〇学校				
	〇〇〇学校				
	〇〇〇幼稚園				
	〇〇〇公民館				
警察・司法	〇〇警察署				
	〇〇少年サポートセンター				
	〇〇家庭裁判所				
	保護司				
福祉	〇〇児童相談所				
	〇〇福祉事務所				
	児童自立支援施設				
	民生委員・(主任)児童委員				
保健・医療	〇〇保健所				
	〇〇病院				
	〇〇クリニック				

連携を図る関係機関等一覧表の作成例

# 『いじめ』

## しない！させない！ゆるさない！

### 未来をひらく皆さんへ

いじめられていたり、暴力を受けて苦しんだりしているあなたは、決して一人ぼっちではありません。

お父さん、お母さん、学校の先生、近所のおじさんやおばさん、友達、みんなあなたの味方です。一人で苦しまないで、いじめられていることを勇気をもって話してみましよう。必ずまわりの大人が助けてくれるし、なにより自分が楽になります。

もし、相手の顔を見て話すことがはずかしいのなら、電話やメールで話を聞いてもらえるところはたくさんあります。

下を書いてあるところなど、どこでもいいから、ぜひ相談してください。そこで待っているたくさんの大人が、あなたの苦しい心を受け止めて、解決に向けて力を貸してくれます。

あなたの学校の電話番号

( )

あなたの市町の教育委員会の電話番号

( )

あなたの市町の家庭児童相談窓口の電話番号 ( )

ハロー電話「ともしび」

沼津地区	055-931-8686
静岡地区	054-289-8686
掛川地区	0537-24-8686
浜松地区	053-471-8686

子ども・家庭110番

賀茂地区	0558-23-4152
東部地区	055-924-4152
中部地区	054-273-4152
西部地区	053-458-4152

こころの電話(こども家庭相談センター)

賀茂地区	0558-23-5560
東部地区	055-922-5562
中部地区	054-285-5560
西部地区	0538-37-5560



「いじめ・暴力対策」メールコーナー

- <http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/>
- <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/>

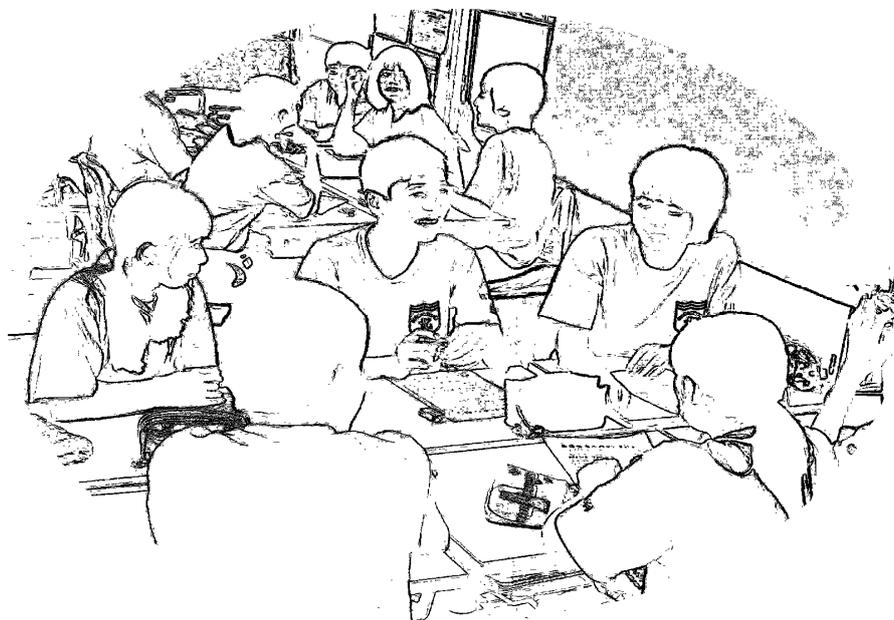
※年度当初、本案内にて相談窓口等を紹介しています。各学校で適宜編集を加え活用願います。

## 引用・参考文献

- ・「生徒指導リーフ」シリーズ 国立教育政策研究所 平成 24 年
- ・文部科学省総合広報誌「文部科学時報」9月号 文部科学省 平成 22 年
- ・「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」 子どもの徳育に関する懇談会 平成 21 年
- ・静岡県人権教育の手引き「様々な人権問題と人権学習」 静岡県教育委員会 平成 24 年
- ・「いじめ対応の手引き」 熊本県教育委員会 平成 19 年
- ・「いじめのメカニズムとその対応」 福岡県教育センター 平成 19 年
- ・「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして」 川崎市教育委員会 平成 23 年
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」 沖縄県教育庁 平成 23 年
- ・「いじめ問題対応マニュアル」 和歌山県教育委員会 平成 24 年
- ・「月刊 生徒指導」11月号 学事出版 平成 24 年
- ・「発達心理学」 無藤 隆・藤崎眞知代 北大路書房 平成 21 年

### 「いじめ対応マニュアル」作成協力者（いじめ対応マニュアル検討会）

常葉学園大学	講師	太田 正義
飛龍高等学校（私学教育振興会生徒指導専門部会）	校長	堀田 和美
県文化・観光部文化学術局私学振興課小中高専修班	班長	宮本 宗明
県警察本部生活安全部少年課	企画指導補佐	藤浦 学
県警察本部生活安全部少年課	育成補佐	伊藤 晴香
静岡市教育委員会学校教育課	主席指導主事	仁藤 展輝
浜松市教育委員会学校教育課指導課	指導主事	玉木 言明
沼津市教育委員会学校教育課	指導主事	宮坂美基夫
森町教育委員会学校教育課	就学指導等相談員	竹原 保三
長泉町教育委員会子ども育成課	指導主事	野口 基
県教育委員会社会教育課青少年班	主幹	杉本 吉隆
県総合教育センター人づくり支援課生徒指導支援班	班長	伏見 和久
県総合教育センター人づくり支援課教育相談班	班長	石垣 智博



## 静岡県いじめ対応マニュアル

平成 25 年 1 月発行

発 行 静岡県・市町教育委員会代表者会

問合せ先 静岡県教育委員会学校教育課

電話番号 054-221-3140

ファクシミリ番号 054-221-3558